

事 務 連 絡

令和3年5月14日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

高松市地域包括支援センター

新型コロナウイルス感染症対策における介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの臨時的取扱いについて（通知）

平素は、本市の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの対応につきましては、これまで、令和2年6月4日付けの通知（別添1）により対応いただいておりますが、今般の県内での新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、下記のとおり変更することといたしましたのでお知らせします。

記

1 サービス担当者会議について

介護保険最新情報 Vol. 773 問9（令和2年2月28日付）、Vol. 809 問4（令和2年4月7日付）において、感染のまん延を防止する観点から、以下のような場合（下記※参照）は「やむを得ない理由がある場合」とし、電話やFAXでの照会等により意見を求めることができるものとします。この場合にも緊密に相互の情報交換を行い、担当者等と連携した内容やサービス担当者会議の要点について、支援経過に記録してください。

2 モニタリングについて

介護保険最新情報 Vol. 779 問11（令和2年3月6日付）において、以下のような場合（下記※参照）は、「特段の事情」に該当するものとして、電話等での代替手段による状況確認等に対応できるものとします。なお、この場合にもサービス実施状況の把握や利用者やその家族から聞き取った内容については支援経過やモニタリング表等に記録してください。

※照会や代替措置での対応が可能な場合

- 病院や施設等から新型コロナウイルス感染症のため、面会を断られた場合
- 利用者やその家族から新型コロナウイルスの感染防止を理由として面会を断られた場合

注意点

(1) 今回の対応はサービス担当者会議やモニタリングを不要とするものではありませんので、必要に応じて実施し手段を利用者やその家族等と相談して判断してください。

なお、利用者等と面会する場合は、マスクの着用や手洗い、訪問前に体温を測定する等の感染症対策の徹底をお願いいたします。

また、今後、国又は県が示す感染症拡大防止対策等、現在の状況が緩和された場合は、改めての通知はいたしません。長期にわたり面接できないことや、生活全般が不要不急の外出を自粛していた状況等から、利用者の状態が大きく変化している可能性が高いため、利用者には十分説明の上、居宅によるモニタリングの再開をお願いします。

(2) 代替措置により対応した場合は、「感染拡大防止のための対応」という旨の記録を必ず残しておいてください。

参考

○「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

○「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るケアマネジメント業務の弾力対応について」（日本介護支援専門員協会ホームページ）

<https://www.jcma.or.jp/?p=72920>

【問い合わせ先】

〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号

高松市健康福祉局 長寿福祉部

高松市地域包括支援センター

TEL：(087) 839-2811

FAX：(087) 839-2815

令和2年6月4日

指定居宅介護支援事業所管理者様

高松市地域包括支援センター

新型コロナウイルス感染予防対策期における介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
について(お知らせ)

時下、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、地域包括支援センター業務につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月14日にありました国の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の見直しを受け、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの対応を、別紙のとおり変更することといたしました。なお、国の緊急事態宣言の解除に伴う厚生労働省からの通知を待っておりましたが、先日、同省に確認したところ、一部地域での発生状況もあり、当分の間、モニタリング等についての通知の発出予定のないことが確認されましたので、この度の連絡となりました。お知らせが大変遅くなりましたことをお詫びいたします。

御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

また、御不明の点がありましたら、下記までお問合せいただきますよう、お願いいたします。

1 期間

令和2年6月モニタリング分より

なお、現在の新型コロナウイルス感染予防対策期から、再燃した場合は、対応の変更をお願いすることとなります。その場合は、再度通知をさせていただく予定です。また、利用者との調整等で別紙の対応が難しい場合には、担当のサブセンターにお知らせいただきますようお願いいたします。

2 お問い合わせ先

高松市地域包括支援センター 電話839-2811

新型コロナウイルス感染予防対策期における介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの対応について

令和2年4月24日にお知らせしました新型コロナウイルス感染予防対策期に係る介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの対応を、次のように変更をお願いいたします。

【利用者・家族への面接時への基本的な注意点】

マスクの着用、手洗い(手指消毒薬による消毒等)の励行、できれば2メートルのソーシャルディスタンスの確保、居室などの状況に合わせ面接中の換気等、国の通知などにある『新しい生活様式』への配慮をお願いいたします。

【委託契約に基づくモニタリング】

①3か月に1回の居宅訪問によるモニタリングの再開

利用者によっては3か月以上の長期にわたり面接できていない事や、サービスの一部の利用を休止、又は代替サービスの利用となっている事、生活全般が不要不急の外出を自粛していた状況であった事より、利用者の状態が大きく変化している可能性が高いため、居宅訪問によるモニタリングにより状況の変化に合わせた再アセスメントが必要である事を御説明の上、居宅への訪問によるモニタリングの再開をお願いします。

※モニタリングの緩和をお知らせした時点でも、介護保険課より、『居宅への訪問によるモニタリングについては、できる限り実施してほしい。』との御意見をいただいておりますこと鑑み、利用者及びその御家族に御理解いただけるよう、丁寧にお伝えください。

※御説明していただいたにも関わらず、新型コロナウイルス(以下、「コロナ」と略す。)感染予防を理由とした居宅訪問を断られる場合は、担当のサブセンターに、必ず御連絡ください。

②通所型サービス利用時のサービス事業所での本人との面接によるモニタリング

通所型サービス事業所の御協力が得られる場合は、3密をできるだけ避けた環境での、モニタリングをお願いします。

※サービス事業所より、介護支援専門員等、外部からの出入りを断られた場合は、支援経記録にその旨を記載してください。

③訪問型サービス利用時に自宅でモニタリングを行う場合

利用者に訪問の許可をいただいた上で、実施してください。

【6月以降のプランの作成】

①代替サービス利用者で6月以降プラン変更または更新となる場合

サービス事業者がコロナ感染予防対策期においても、代替サービスを提供し、利用者も代替サービスの利用を希望する場合は、臨時的な取扱いを継続し、通常のサービス及びサービス事業所のコロナ対応による代替サービス利用の併記をしてください。

※利用者の状態により提供サービス内容が変更することもあるため、必ずサービス提供事業

者から代替サービスの内容を確認し、サービス内容の変更に問わず、利用者にサービス内容を説明するとともに、利用者の同意を取っておいてください。

※ケアプランの中のアセスメントに代替サービスが必要である利用者の状況を記入しておいてください。

※利用者に以前のケアプランに記載された代替サービスの継続利用の意思のない場合は、代替サービスの併記はしないこと。また、コロナの再燃により、代替サービスの利用を行う場合は、再度、サービス事業所と利用者の双方と十分に連絡を取り、代替サービス内容と利用料、利用開始日を確認・説明の上、ケアプラン変更をしてください。

②新規プランまたはプランが1か月以上中断された場合

サービス利用開始当初に、コロナ対応による代替サービスを使用しない場合は、通常サービスのみプラン作成を行ってください。

【支援経過記録】

利用者及びサービス事業とのやり取りは、経過がわかるように明瞭に記載しておいてください。

【コロナ流行に係る時期のケアプランへの署名捺印とその後のケアプラン提出】

できる限り、6月中に利用者より署名捺印をもらい提出をお願いします。もし、6月中に対応できない場合は、担当のサブセンターまで必ずお知らせください。

【その他】

今後も新しい生活様式として、マスクの着用等が求められます。これからさらに暑い時期を迎えますので、通常の熱中症予防及びマスク着用時における熱中症予防についての普及啓発について、利用者及び御家族の方にお伝えいただきますようお願いいたします。その際は、説明用のチラシを用意しておりますので、活用していただき、利用者に配布しております介護予防手帳に綴じていただくようお願いいたします。なお、説明用ちらしは、担当サブセンターにて準備させていただきますので、6月5日(金)の給付管理の日にお渡しします。